

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十二号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十一年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

2 法第三十二条第一項の規定による家畜等の県内での移動の禁止又は制限に係る前項に規定する公示は、知事が指定する期間、知事が指定する家畜、その死体及び物品の知事が指定する区域内での移動、当該区域内への移入又は当該区域外への移出を禁止し、又は制限する旨を示して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。